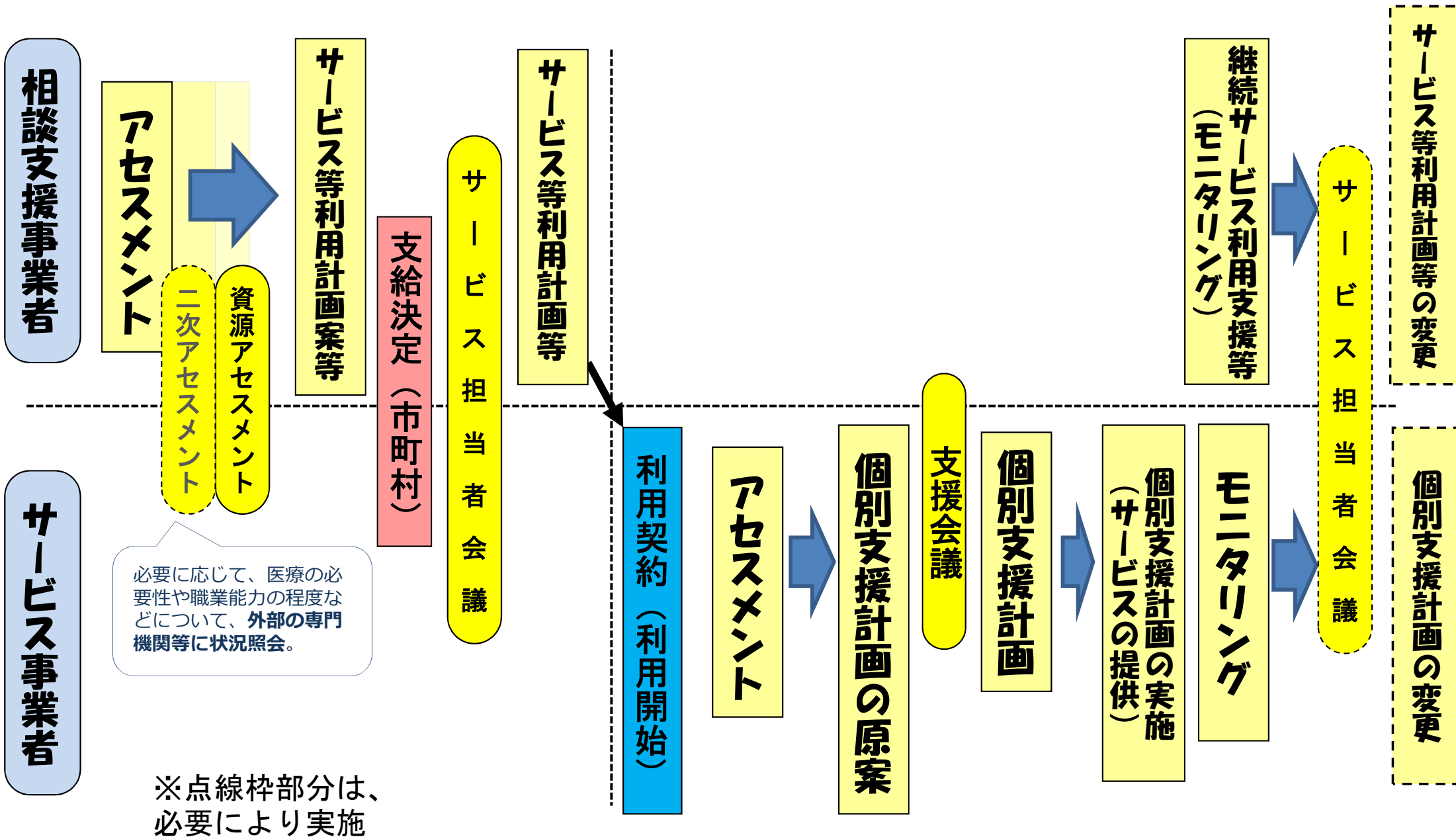


サービス等利用計画と個別支援計画等

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

サービス等利用計画と個別支援計画の留意すべき点

サービス等利用計画

障害者の生活環境や支援ニーズ、本人の思いや家族の希望等を受け止めた上で、福祉サービスの利用を含めた生活全体の支援をプランニング

個別支援計画

サービス等利用計画を踏まえて、支援事業所が提供するサービスの中で何を目指していくのかをプランニング



生活環境等のアセスメントもないまま、突然「福祉サービスの利用計画」だけが作成される



その事業所を利用する曜日や時間帯をカレンダーにプロットしただけの「個別支援計画」

障害者のライフプランであるサービス等利用計画を踏まえて、それぞれの事業所において、個別支援計画の中で「具体的に提供する支援」を明確化



個別支援計画の目標達成されたときに、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画の長期目標が達成されるようにならない。

ただし、**個別支援計画 ≠ サービス等利用計画**である。

(個別支援計画 = 部分像、サービス等利用計画 = 全体像)